

ガソリンスタンドの 空きスペースを活用したビジネス支援

【 専門家派遣 募集要項 】

○ 専門家派遣 申込期間

令和7年5月20日（火） ～

令和7年10月31日（金）17時必着

※申込多数の場合、申込期間終了前に締め切ることがあります。
お早めにお申し込みください。

○ 専門家派遣 申込方法

郵送・電子メールのいずれかで申請できます。

※本募集要項のP.5「5 申込方法」をご確認ください。

○ お問い合わせ先

環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた
経営力強化・設備導入等支援事業 事務局

TEL：03-5822-7232 E-MAIL：multi_energy@tokyo-kosha.or.jp

URL：https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/multi_energy/index.html



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

【 目 次 】

1	目的	1
2	事業概要	1
3	専門家派遣支援実施までの流れ	2
4	申込要件	2
5	申込方法	5
6	申込に必要な書類	5
7	支援事業者の決定	6
8	支援決定後の注意事項	6
9	反社会的勢力排除に関する誓約事項	7
10	申込に際して提出された情報の取り扱いについて	8
11	【参考】日本産業標準分類表	9

1 目的

本助成金は、都民の暮らしを支えるエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドに対し、脱炭素化に向けた取組や経営力強化に役立つ取組を支援することにより、省エネルギー設備の導入支援や持続的な経営、人材育成等をサポートするとともに、今後のマルチエネルギーステーションへの移行を円滑に進めることを目的としています。

2 事業概要

本事業では、都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して新たにビジネスを展開する中小企業者等に対し、専門家派遣支援と助成金支援を行うことにより、取組の実施を支援します。

(1) 専門家派遣支援（任意活用）

支援対象者	東京都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して新たにビジネスを展開する中小企業者等 ※ 詳細はP.2「4 申込要件」を参照
支援内容	ガソリンスタンド内で新たにビジネスを展開しようとしている中小企業者等からの申込に対し、専門家が訪問し、 <u>その取組を行うにあたっての事業計画・経営課題について</u> 助言等を実施 ※ 公社・専門家は、宅地建物取引業法第2条に定める宅地建物取引業の一切を行いません。 ※ 公社・専門家は、ビジネスの順法性・安全性等の判断はいたしかねます。ガソリンスタンド事業者等と相談のうえ、消防や自治体等にご確認ください。 ※ 事業実施場所（活用するガソリンスタンドの空きスペース）が決まっていなくても、専門家派遣支援はご利用いただけます。 なお、事業実施場所に関するご相談は、以下へお問い合わせください。 東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課（03-5000-7721）
支援実施場所	支援事業者の事業所等（原則、東京都内） ※ 遠隔地等の場合は、Web会議システム等を活用したリモート支援となることがあります。
費用	無料
派遣回数	1事業者あたり原則3回まで
申込期間	令和7年5月20日（火）～ 令和7年10月31日（金）17時必着 ※ 1事業者につき1申込に限ります。 ※ 申込多数の場合、申込期間終了前に締め切ることがあります。お早めにお申し込みください。
派遣実施期間	専門家派遣支援の決定後 ～ 令和7年12月上旬頃まで（予定）

(2) 助成金支援（任意活用）

助成金申請にあたっては、必ず「ガソリンスタンドの空きスペースを活用したビジネス支援 助成金募集要項」をご確認ください。

助成対象者	東京都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して新たにビジネスを展開する中小企業者等
助成対象期間	交付決定日から1年間
助成率	助成対象と認められる経費の2分の1以内（千円未満は切捨て） ※ 脱炭素化に役立つビジネスの場合は、助成対象経費の3分の2以内
助成限度額	ガソリンスタンド1箇所あたり75万円 ※ 脱炭素化に役立つビジネスの場合は、100万円

助成対象経費	土地・建物賃借料
申請期間	令和 7 年 5 月 20 日（火）～令和 7 年 12 月 26 日（金）17 時必着

※ 「脱炭素化に役立つビジネス」とは、東京都が策定した「ゼロエミッション東京戦略」に掲げられている以下の各分野いずれかに該当するビジネスであることを指します。

- (1) エネルギー (2) 都市インフラ（建築物・運輸）
(3) 資源・産業 (4) 気候変動適応

ビジネスの中で環境等に配慮することではなく、ビジネス自体が脱炭素化に直接寄与することが必要です。【例】EV カーシェア、フードシェアリング、資源回収等

「脱炭素化に役立つビジネス」で申請予定の方は、事前にご相談ください。

3 専門家派遣支援実施までの流れ



専門家派遣の申込	必要書類（専門家派遣申込書等）を添付の上、専門家派遣支援にお申込みください。 ※ 詳細は P.5「5 申込方法」を参照
申込内容の確認	事務局にて、専門家派遣申込書及び必要書類の内容を確認いたします。不備・不足等がある場合は、連絡担当者宛てにご連絡しますので、ご対応をお願いいたします。
支援事業者の決定	申込内容の確認が完了した後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
専門家派遣日時の調整	事務局より専門家が事業所等を訪問する日程について、調整をさせていただきます。
専門家派遣の実施	専門家が実際に事業所等に伺います。 後日、専門家が作成した支援レポートを事務局よりメールで送付いたします。

4 申込要件

申込にあたっては、次の（１）～（４）のすべての要件を満たす必要があります。また、助成金に申請する場合は、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合はその完了時）まで、この要件を引き続き満たす必要があります。

（１）次のア・イのいずれかに該当すること。

ア 中小企業者（会社及び個人事業者）

以下に該当するもののうち、大企業（※１）が実質的に経営に参画（※２）していないもの。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下

サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。

ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

イ 中小企業団体等

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に実質的な事業所を有する中小企業であるもの。

（2）次のア・イのいずれかに該当し、それぞれ（ア）（イ）の条件を満たすこと。

ア 法人（中小企業団体等を含む）

（ア）東京都内に登記簿上の本店または支店を有していること。

（イ）東京都内事業所で実質的に事業を行っている（※）こと。

イ 個人事業者

（ア）東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っていること。

（イ）東京都内事業所で実質的に事業を行っている（※）こと。

※ 「実質的に事業を行っている」とは、登記簿謄本や開業届に記載された都内所在地において、単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

※ 助成金に申請する場合は、上記の条件に加え、申請日時点で 1 年以上事業を行っていることが必要です。

（3）取組の実施場所（未定の場合は予定地）が、次のア・イのいずれにも該当すること

ア 東京都内に所在するガソリンスタンドであること。

イ 中小企業者が営業を行っているガソリンスタンドであること。

※ 「中小企業者」とは、P.2「4 申込要件」の（1）に該当することを指します。

ウ 将来的にマルチエネルギーステーション化を目指しているガソリンスタンドであること。

（「マルチエネルギーステーション」とは、ガソリン車や電気自動車、水素で走る燃料電池自動車などの様々な車に、車が走るためのエネルギーを供給するステーションをいう。）

※ ガソリンスタンドと別場所で水素ステーション等を設置する場合も対象とする。

ただし、同一事業者がこれらの施設を立地、収支、運営体制から見て、一体的に経営していると認められること。

※ すでに、マルチエネルギーステーション化しているガソリンスタンドも対象とする。

※ 助成金に申請する場合は、申請者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る賃借料（本人、親族が経営する法人が所有する場合も含む）は対象になりませんので、ご注意ください。

（４）次のア～ケのすべてに該当すること。

ア 申込に必要な書類をすべて提出できること。

イ 取組の実施場所で都の脱炭素施策のPRに協力すること。

ウ 取組の実施にあたっては、ガソリンスタンド事業者の許可を得て実施すること。

エ 本事業への申込は、一企業につき一件であること。

オ 取組の実施にあたって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

カ 申込日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

キ 東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

ク 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

ケ P.7「９ 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること。

○助成金の申請をお考えの方へ○

助成金に申請される場合、上記の専門家派遣の申込要件に加えて以下の申請要件も満たしている必要があります。

①申請した事業実施場所で３年以上事業を継続する予定であること。

②同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。

③本助成事業の申請は、一企業につき一件であること。

④同一内容で、公社が実施する助成事業（他の事業を含む）に申請していないこと。ただし、過去に本事業及び他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。

⑤事業税等を滞納（分納）していないこと。

⑥東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

⑦過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去５年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

⑧民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

⑨助成事業の実施にあたって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

⑩その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

5 申込方法

本事業の利用を希望される場合は、申込期間内に以下のとおり申込を完了させてください。

(1) 申込方法

郵送または電子メールで受け付けます。

送付・送信先等の詳細は、公社HPをご確認ください。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/multi_energy/index.html

(2) 申込期間

令和7年5月20日（火）～令和7年10月31日（金）17時必着

※ 申込期間内であっても予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。お早めにお申し込みください。

※ 不備・不足等がある場合は、連絡担当者宛てにご連絡します。指定した期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

(3) 留意事項

- ・申込書類提出後の加筆、修正等はできません。
- ・必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ・申込書類の作成及び提出等、申込に係る経費は申込者の負担となります。

6 申込に必要な書類

申込にあたっては、下表記載の該当するすべての書類を提出してください。また、必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

法人／個人	必要な書類
共通	・ 専門家派遣申込書（公社様式） ・ ガソリンスタンド事業者からの確認書（公社様式）※事業実施場所が決まっている場合
法人	・ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書【原本】 ※ 中小企業団体等の場合は、定款・組合員名簿・総会の議事録（本申請の議決）の写しを提出してください。 ・ 会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの
	・ 直近2期分の確定申告書（法人税申告書 別表1～2、損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書）【写し】 ※ 設立2年未満の場合は、提出できるもの全てで可
個人事業者	・ 個人事業の開業・廃業等届出書【写し】 ・ 会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの
	・ 直近2期分の確定申告書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第1表、収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む））【写し】 ※ 設立2年未満の場合は、提出できるもの全てで可

※ マイナンバーの記載があるものは、当該箇所を黒塗りする等、判読できないようにしてください。

7 支援事業者の決定

申込書類は、事務局に到着した順に内容を確認します。不備・不足がないことを確認できたものから受理し、支援事業者の決定を行います（申込書類の到着順ではありません）。

支援事業者の決定後は、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をメールでお送りします。

- ※ 不備・不足等がある場合は、連絡担当者宛てにご連絡します。指定した期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※ 支援事業者決定の結果等に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねます。
- ※ 支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。

8 支援決定後の注意事項

専門家の業務は、支援事業者が行う取組や意思決定に対する助言等を行うものであり、業務の代行はいたしておりません。最終判断・行動等は支援事業者の責任にてお願いいたします。また、支援事業者の責任において最終判断・行動等を行った結果によって生じた一切の損失、損害等について、専門家及び公社は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

（１）支援の中止

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援を中止する場合があります。

- ① 支援事業者が支援の受け入れを拒否したとき。
- ② 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ③ P.2「4 申込要件」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- ④ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

（２）支援決定の取消し

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援決定を取消し、不正の内容、申込者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 申込内容と異なる事実が認められたとき。
- ② 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ③ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- ④ その他、公社が支援事業者として不適切と判断したとき。

9 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間内および終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- （４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- （５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- （８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ① 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - ② 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ④ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ⑤ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

10 申込に際して提出された情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

①当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

②経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※ 上記②を辞退される方は、当該事業事務局までご連絡ください。

(2) 第三者への提供

以下の①～③により第三者へ提供する場合があります。

①目的

ア 当公社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼※

※ 上記イを辞退される方は、当該事業事務局までご連絡ください。

②項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

③手段

電子データ、プリントアウトした用紙

◆ 個人情報について

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

11 【参考】日本産業標準分類表

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業
	32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	390 管理、補助的経済活動を行う事業所
	391 ソフトウェア業
	3911 受託開発ソフトウェア業
	3912 組込みソフトウェア業
	3913 パッケージソフトウェア業
	3914 ゲームソフトウェア業
	392 情報処理・提供サービス
	3921 情報処理サービス業
	3922 情報提供サービス業
	3923 市場調査・世論調査・社会調査業
	3929 その他の情報処理・提供サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
	410 管理、補助的経済活動を行う事業所
	411 映像情報制作・配給業
	412 音声情報制作業
	413 新聞業
	414 出版業
	415 広告制作業
	416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

業種区分

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下

大分類	中分類
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業(信書便事業を含む)
	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
I 卸売業、小売業	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 繊維・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
J 金融業、保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
	68 不動産取引業
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	690 管理、補助的経済活動を行う事業所
	691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)
	692 貸家業、貸間業
	693 駐車場業
L 学術研究、専門・技術サービス業	694 不動産管理業
	70 物品賃貸業
	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	73 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	75 宿泊業
N 生活関連サービス業、娯楽業	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
O 教育、学習支援業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
P 医療、福祉	80 娯楽業
	81 学校教育
Q 複合サービス事業	82 その他の教育、学習支援業
	83 医療業
R サービス業	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
S 公務(他に分類されるものを除く)	86 郵便局
	87 協同組合(他に分類されないもの)
T 分類不能の産業	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業(別掲を除く)
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
	97 国家公務
	98 地方公務
	99 分類不能の産業

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページ等をご参照ください。

◆<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>)

複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホームページをご参照ください。

◆http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf

総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」